笠間市監査委員告示第１号

　地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、令和６年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

　　　令和７年２月２１日

笠間市監査委員　齋田　陽介

笠間市監査委員　苅谷　　正

笠間市監査委員　大関　久義

令和６年度定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査

第２　監査期日及び監査対象部署

監　査　期　日	監　査　対　象　部　署
令和６年１１月１１日	総務部 総務課　笠間支所地域課　岩間支所地域課　危機管理課　税務課　収税課　財政課　資産経営課
令和６年１１月１８日	こども部 こども政策課　こども福祉課　こども育成支援センター 保健福祉部 社会福祉課　笠間支所保険福祉課　岩間支所保険福祉課　高齢福祉課　地域包括支援センター　保険年金課　健康医療政策課
令和６年１２月２３日	市長公室 秘書課　人事課 政策企画部 企画政策課　企業誘致・移住推進課
令和７年１月１５日	上下水道部 水道課　下水道課 市立病院 市長公室 市民課 政策企画部 デジタル戦略課 環境推進部 環境政策課　資源循環課
令和７年１月２０日	消防本部 農業委員会事務局 議会事務局 会計課 監査委員事務局 公平委員会 都市建設部 建設課　管理課　都市計画課

令和７年１月２９日	産業経済部 　農政課　商工課　観光課 教育委員会 　学務課　おいしい給食推進室　公民館　図書館 　生涯学習課

第３　監査の対象期間

令和６年４月１日から令和６年１１月３０日まで

第４　監査の着眼点と実施内容等

財務に関する執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適法かつ効率的に行われているかどうか、事務の執行が適正に行われているかどうかを着眼点とした。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

提出書類

（１）行政一般等の監査

①　組織体制
②　事務事業執行状況調
③　収入未済額調書
④　負担金及び交付金の支出状況
⑤　補助金交付状況
⑥　内部統制の取組状況
⑦　歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
⑧　その他、監査委員が必要と認めるもの

第５　監査の結果

笠間市監査基準に準拠し、第１から第４に掲げる事項のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『総務部』

【総務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所地域課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【危機管理課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【税務課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【収税課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【財政課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【資産経営課】
特に指摘及び注意する事項なし。

『こども部』

【こども政策課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【こども福祉課（各保育所）】
特に指摘及び注意する事項なし。

【こども育成支援センター】
特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【社会福祉課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所保険福祉課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所保険福祉課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【高齢福祉課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【地域包括支援センター】
特に指摘及び注意する事項なし。

【保険年金課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【健康医療政策課】
特に指摘及び注意する事項なし。

『市長公室』

【秘書課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【人事課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【市民課】
特に指摘及び注意する事項なし。

『政策企画部』

【企画政策課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【企業誘致・移住推進課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【デジタル戦略課】
特に指摘及び注意する事項なし。

『上下水道部』

【水道課】
特に指摘及び注意する事項なし。

【下水道課】
特に指摘及び注意する事項なし。

『市立病院』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『環境推進部』
【環境政策課】
　　特に指摘及び注意する事項なし。

【資源循環課】
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『消防本部』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『農業委員会事務局』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『議会事務局』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『会計課』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『監査委員事務局』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『公平委員会』
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『都市建設部』
【建設課】
　　特に指摘及び注意する事項なし。

【管理課】
　　特に指摘及び注意する事項なし。

【都市計画課】
　　特に指摘及び注意する事項なし。

『産業経済部』

【農政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【商工課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【観光課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

【学務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【おいしい給食推進室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【公民館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【図書館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【生涯学習課】

特に指摘及び注意する事項なし。

※　全体的な注意事項

料金等の滞納対策については、財源の確保や公平性を図るため、今後もなお一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

個別の事務事業の達成目標の設定とその効果把握について、未だ無関心な職員が散見される。特に、数値化が難しい分野の事務については、その傾向が顕著であるが、職員のモチベーションの向上とより効果の高い事務事業の立案、実施のためには、数値目標の設定とその評価が不可欠である。

このため、担当課が中心になって、個別の事務事業の評価や効果把握がより適正になされるよう、全庁を上げて取り組むべきである。

生成AIやAIエージェントの活用については、今後の行政サービスの向上、事務事業の効率化、施策立案などに極めて有効である。とりわけ、相談窓口、各種申請審査手続き、人件費の占める割合が高い委託事業、大災害の被害予測などについては、情報セキュリティや倫理的な問題などに留意しつつ、積極的に生成AI等の導入について、検討を行うべきである。

例えば、業務効率化の事務を所掌する企画政策課において、どういう業務にどのようにAIを活用するかについて、関係各課と協議をしながら研究を進め、全庁的なAI活用ビジョンを策定すべきである。

また、その検討を行うに当たっては、職員のAIスキルの向上も併せて図るべきである。現在、職員のAIに対する関心や導入意欲は、一部の職員を除き、残念ながら低いと言わざるを得ない状況であるので、職員の能力開発を行う人事課やデジタル戦略課が中心となって、そのスキル向上に向けて速やかに取り組むべきである。

なお、政府が掲げる地方創生の五本柱の一つとして、「デジタル・新技術の徹底した活用」があり、この観点からもAIを含めた取り組みは重要である。

一方、政府の地方創生の五本柱には、「付加価値創出型の新しい地方経済」がある。現在の市の取組みには、まちづくり補助金や市民活動補助金、創業支援などがあり、賑わいや新しい付加価値の創出に向けて市民の積極的な参画が図られている点は評価できる。

今後とも新しい地方経済が構築できるよう、起業家の育成や民間企業の創造性や発展性などを重視しながら、重点かつ効果的な施策の展開を期待したい。

複数年度にわたる委託等の契約について、技術革新が急速に進んでいることから、長期にわたる契約を行うと、当初契約段階での事業遂行手段が陳腐化し、非効率になってしまうおそれがあるので、委託期間については、テクノロジーの進歩等に留意しつつ、慎重に設定すべきである。

埼玉県における道路陥没事故に鑑み、埋設管などの老朽化対策は喫緊の課題である。とりわけ、本市の下水道の有収率は低いことから、漏水による経営損失の解消に併せて、安全を確保する観点から、直ちに効果的な点検、改良等の対応に取り組む必要がある。
また、能登半島地震では、建物の倒壊や道路の寸断など、想定外の被害が生じたことから、人命救助に困難を極めたことに鑑み、市消防当局等においては、普段の訓練に加え、大規模災害による道路寸断などライフラインの損壊の可能性やその場合の救助活動について、シュミレーションを行うなど必要な事前対応の検討を行なっておくべきであると考える。

カーボンゼロの取組を促進するため、脱炭素選考地域の指定に向けて市民の理解、協力を得ながら、引き続き積極的に対応されたい。

公の施設の管理にあたっては、市が負担する指定管理費用をできるだけ低減する必要があり、利用者の意向を踏まえるとともに、民間事業者の創意工夫を凝らしたサービスの向上と経費の節減に努めながら、施設のサービスに見合った適正な利用料金となるよう、不断の見直しに努められたい。

企業会計においては、引き続き繰出金等の削減に努力されたい。